

秘密保護法廃止！ロックアクション  
シンポジウム「戦争と秘密」

「安全保障法制」の背景と焦点

川崎哲  
NGOピースボート 共同代表  
集団的自衛権問題研究会 代表

2015. 6. 6



# 国民総動員体制



# 2014.7.1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定



- 1945.8 終戦(日本の敗戦)
- 1946.11 日本国憲法公布
- 1954.7 自衛隊発足
- 1972.10 政府見解「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」
- 1973.6 自衛権発動の3要件

# 自衛の措置としての武力の行使の 新三要件 (2014.7.1 閣議決定)

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

# アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)



- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時まですべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護

# アーミテージ・ナイ報告 (2012.8)

「同盟の防衛協力強化に向けて加えられる可能性のある二つの分野は、ペルシャ湾岸での掃海活動と、南シナ海での合同監視活動だ。」

# アーミテージ・ナイ報告 (2012.8)

「日本政府は二国間と国家の安全  
保障に関する機密、秘匿すべき情  
報の保護に関し、防衛省の法的な  
権限を強化すべきだ。」

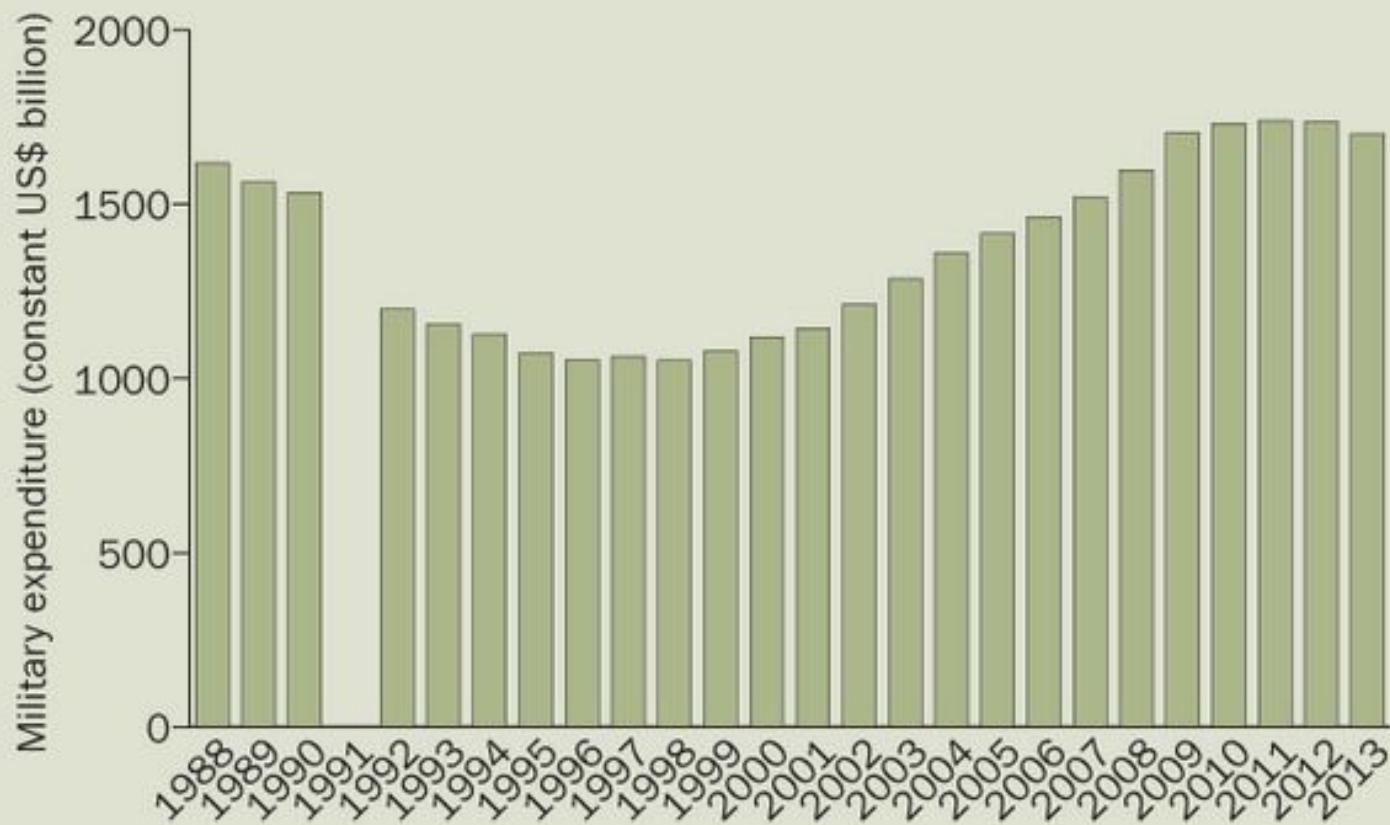
# 日米防衛 ガイドライン 改定

2014.10 中間報告  
2015.4 発表



- **切れ目のない**、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米同盟の**グローバルな性質**
- 地域の他のパートナーとの協力
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となっての同盟としての取り組み

# World military expenditure, 1988–2013



The totals are based on the data on 172 states in the SIPRI Military Expenditure Database, <http://www.sipri.org/databases/milex/>. The absence of data for the Soviet Union in 1991 means that no total can be calculated for that year.



米国の「国防予算」削減の動き  
→同盟国への要請拡大



**日本:**

「米国は日本が集団的自衛権問題の検討を歓迎」  
「尖閣諸島に日米安保条約が適用」

**米国:**

「日中間で対話や信頼醸成ではなく、事態がエスカレートしていくのを看過するのは重大な誤り」  
(2014.4オバマ大統領来日時)

# ニューヨークタイムズ の安倍政権への論評

The New York Times

2013.1.3 歴史を否定しようとする企て

2013.12.29 教科書で歴史を修正

2013.12.31 武器ではなく平和憲法を輸出せよ

2014.3.3 靖国神社参拝 危険な修正主義

2014.5.8 憲法が政府の気まぐれで変えられてはならない



日米外交・防衛官僚

「日本はより大きな  
責任を果たせ」

日本の武力行使は  
「なお限定的」

歴史修正主義への  
懸念

日本の戦争に巻き込  
まれる？

アメリカの戦争に  
巻き込まれる？

日本はアメリカの要請を  
断れるのか？

「戦後レジームからの脱却」

安倍首相、「右翼」政治家

東アジアで高まる緊張

日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表  
変化する安全保障環境のためのより力強い同盟  
新たな日米防衛協力のための指針  
2015. 4. 27、ニューヨーク

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、**切れ目のない安全保障法制**の整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、**国家安全保障会議**の設置、**防衛装備移転三原則**、**特定秘密保護法**、**サイバーセキュリティ基本法**、新「**宇宙基本計画**」および**開発協大綱**が含まれる。

# 「わが国の基本問題を考える」

## 日本経団連 2005. 1

「わが国ではこれまで、平和主義の観点から、**防衛関連の科学技術と他の科学技術とを区分して扱う傾向**にあった。今後、国家目標である国際社会への主体的な関与という観点から、科学技術面においても防衛、民生の垣根を超えて、国民の安心・安全の確保や国際平和の実現につながる取り組みを進めるべきである。これに関連し、最先端技術の防衛目的での活用を制限している**宇宙の平和利用原則**や**武器輸出三原則**は、わが国の先端科学技術発展の観点から、見直しやさらなる緩和が必要である。」

# 防衛計画の大綱に向けた提言

## 日本経団連 2013. 5

わが国の安全保障に必要な装備品に対する適正な規模の予算確保を期待する。

欧米では国防予算の減少に対して、防衛産業は再編を進めるとともに、グローバル化の進展に伴い海外展開を積極的に進め、…装備品の国際共同開発・生産が推進されている。

これに対し、わが国では…一部の企業では防衛事業の縮小や撤退が生じている。

企業再編に関しては、欧米と違ってわが国の防衛事業の市場は基本的に国内に限定されており、防衛装備品予算の長期的な減少傾向のもとでは長期的な操業の見通しが立てにくい等の経営リスクがあるため企業再編は進んでいない。

# 防衛計画の大綱に向けた提言

## 日本経団連 2013. 5

- 防衛計画の大綱において、**防衛産業の意義を明確に定義**し、防衛生産・技術基盤の維持・強化に関する戦略の基本方針を策定すべきである。
- 「防衛生産・技術基盤戦略」を策定・実行し、重要分野の明確化や維持・強化、**国際共同開発・生産の推進**、契約面での官民の公平なリスク負担を実現すべきである。これらの**グローバル化**に向けた各種環境整備により**将来の展望が明確に示されることを期待する**。
- 産業界としても自主的な研究開発やコストダウン、更には産業組織の変革・再編も検討して**国際競争力の強化**に努め、防衛生産・技術基盤の維持・強化に取り組んでいく所存である。

# 国の存立を全うし、国民を守るために 切れ目ない安全保障体制の整備について 2014.7.1 閣議決定

## 1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

- ・離島警備 手続迅速化(治安出動、海上警備行動)
- ・米軍を防護するための武器使用

## 2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献

- ・「非戦闘地域」→「現に戦闘を行っている現場」
- ・PKO: 駆けつけ警護、任務遂行のための武器使用

## 3. 憲法9条の下で許容される自衛の措置

- ・武力の行使「新3要件」。国際法上は集団的自衛権
- ・民主的統制、原則として事前の国会承認

# 安保法制の構造

## 政府が検討する安全保障法制の骨格

### 政府の検討内容

武力行使できる

日本の有事

1 日本と密接に  
関係する  
他国の有事

自衛隊法を改正し  
集団的自衛権の  
行使も可能に  
武力攻撃事態法に  
「存立事態」を  
新たに規定

---

武力行使できない

2 グレーゾーン

事態

自衛隊や海上保安庁  
の運用を改善し、  
外国軍艦の領海侵入  
などに対応

3 他国が有事の  
後方支援

自衛隊による後方支援  
のための恒久法

4 他国が平時の  
国際貢献

PKO協力法を改正し  
武器使用基準を緩和

# 安保法制の基本的問題点

## ■「武力行使できる」事態

日本が攻撃されていない事態でも、

- ①自衛隊が出動しうる
- ②国民の権利が制限されうる

有事と平時の切れ目が曖昧化。「有事」の拡大

## ■「武力行使できない」事態

「武力行使でない」といいつつ武力行使に近づいていく

- ・領海警備
- ・後方支援（海外派兵恒久法）
- ・武器使用基準

日本への攻撃

武力攻撃事態

日本への武力攻撃が発生、または明白な危険が切迫している事態



武力攻撃予測事態

日本への武力攻撃が予測される事態



緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段によるテロ行為が発生、または明白な危険が切迫している事態



他国への攻撃

新設

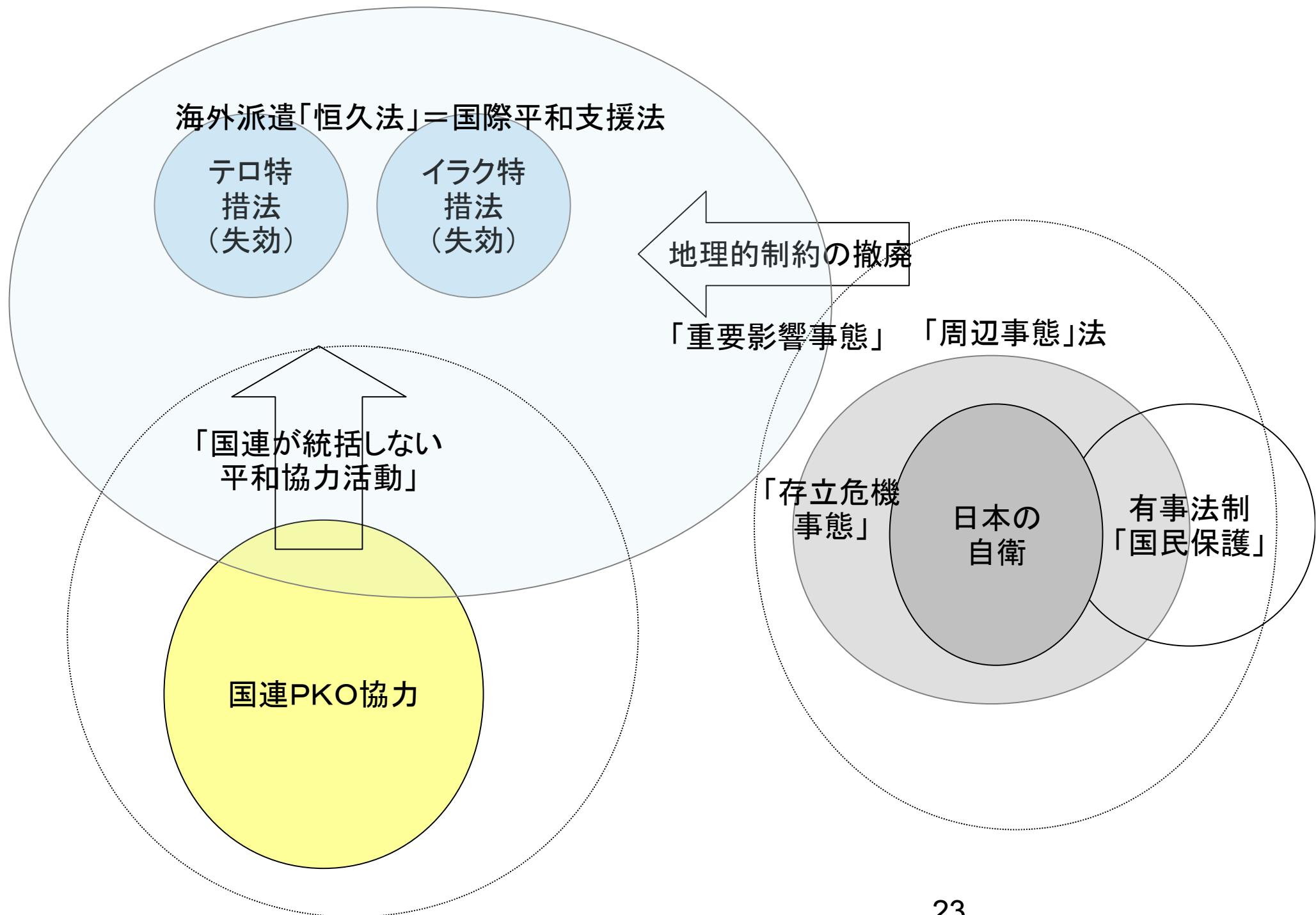
存立事態(仮称)

日本と密接な他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態



## 「存立事態」の新設

- 誰がどのように判断するのか
- 国会の事前承認は
- 地理的な制限は
- 国民の権利保護は



# PKO: 駆け付け警護、安全確保 任務遂行のための武器使用

- 「国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことを確保」が前提
- PKO協力法の改正
- 邦人救出などの警察的活動については自衛隊法84条の3、94条の5、95条の改正

## 「国際的な平和活動」の種類及び必要とされる武器使用権限

		受動的	能動的
規定活動の種類	武器の使用	現行法上認められた武器使用	現行法上認められていない武器使用の例（注1）
現行法に規定あり	停戦監視	○自己又は自己の管理下の者等の生命又は身体の防衛（「いわば自己保存のための自然権的権利ともいるべきもの」）（国際平和協力法第24条等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の自己保存、武器等防護を超える武器の使用（注2）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除</div>
	人道支援	○自衛隊の武器等の防護（「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊・奪取しようとする行為から武器等を防護するもの」）（自衛隊法第95条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員（例：他の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース1、ケース2】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ミッションの任務妨害・不服従の排除</div>
	後方支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・検問突破の防止</li> <li>・移動、物資輸送の妨害の排除【ケース3】</li> </ul>
現行法に規定なし	警護		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員（例：他の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース1、ケース2】</li> <li>・警護対象（ミッション司令部等）への攻撃の排除【ケース4】</li> <li>・警護対象（人）が人質となった場合の救出・奪回</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ミッションの任務妨害・不服従の排除</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民の防護・暴動の統制</li> <li>・犯罪者等の逃亡の防止</li> </ul>
	治安維持	——	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不審船舶からの攻撃の排除</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ミッションの任務妨害・不服従の排除</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警告射撃、強制乗船（抵抗を受けた際の武器使用を含む。）【ケース5】</li> </ul>
	船舶検査（注3）		

（注1）これらの武器使用については、相手が「國又は國に準ずるもの」の場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあるとの専門の答弁がある。

（注2）この中には、例として現行法で認められた場合を除く国連要員の防衛等、国連の一般的な考え方では「自衛」に含まれるものもある。

（注3）船舶検査を定めた規定としては、別途船舶検査活動法がある（武器使用権限は自己保存型及び武器等防護のみ）。

（注4）各ケースは、それぞれ典型的と思われる活動において挙げているが、他の活動に際しても想定され得る場合もある。

# 「武力攻撃に至らない侵害」 (グレーゾーン事態)

- 自衛隊法95条(武器等防護)の武器使用の考え方を参考としつつ、「自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動を行っている米軍部隊の武器等を防護するために、自衛隊が武器使用できるようにする」→95条改正

# さまざまな問題点

- 専守防衛の変更／放棄
- ホルムズ海峡での機雷除去 ぶれる
- 乱立する「事態」 相互矛盾も
- 国際法上の正当性
- 国会の事前承認は「原則」
- 自衛隊員の「安全」 実態としての戦闘の危険
- 「武力行使との一体化」
- 国民保護との関係、自治体の役割 不明確
- 人道活動をむしろ危険に

# 事実上の「米軍協力法制」



## 安倍首相の説明

- 「国民の命を守る」
- 「抑止力が高まることによって、より戦争に巻き込まれることはなくなる」
- 「自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません」

- 「**抑止力を高めること**によって  
戦争が起きにくくなる」
- 中国の反応 一領土問題
- 韓国の反応 一歴史問題
- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年まで  
に戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

集団的自衛権問題研究会  
<http://www.sjmk.org/>

川崎哲  
kawasaki@peaceboat.gr.jp